

市長交際費の支出及び公表に関する実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市長が市政の円滑な運営のため、市を代表して行う外部の個人又は団体との交際に要する経費（以下「交際費」という。）の支出及びその公表に関し必要な事項について定めるものとする。

(責務)

第2条 市長は、交際費の支出に際しては、支出内容及びその相手方が社会通念上妥当と認められる範囲内で、かつ、支出金額が必要最小限の額となるよう常に努めるものとする。

(支出項目)

第3条 交際費の支出項目は、慶祝、弔慰、会費、賛助金、土産代及びその他の6項目とする。

(支出内容等)

第4条 前条の支出項目に係る交際費の支出内容及び支出金額の限度額は、次の表に掲げるとおりとする。

支出項目	支出内容	限度額
慶祝	受賞祝い、落成祝い、就任祝い又は大会祝い等に要する経費	10,000円
弔慰	香典、供花その他の弔慰に要する経費	別表に掲げる区分に応じ、それぞれ同表に定める額
会費	各種懇親会、研究会等の参加に要する経費	10,000円。ただし、会費制の場合は、会費相当額
賛助金	公益性が特に認められた各種団体への賛助に要する経費	10,000円
土産代	来客、訪問先等への土産品等に要する経費	10,000円
その他	上記以外の経費で、市長が特に支出の必要があると認めるもの	社会通念上妥当と認められる範囲内

2 前項の規定にかかわらず、市長は、市政の円滑な運営のため特にその必要があると認めるときは、同項の限度額を超えた額の交際費を支出することができる。

(公表等)

第5条 この要領は、常時公開するものとする。

2 交際費の執行状況については、その月分をとりまとめた上で翌月15日までに公表するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、交際費の支出の相手方のプライバシーを尊重する必要があるとき、市政運営に係る交渉等の遂行のため特段の配慮を要するときその他のやむを得ない事情があると認めるときは、その執行状況の一部を公表しないこと

ができる。

4 公表の方法は、銚子市ホームページへの掲載及び市長が指定する場所における閲覧によるものとする。

(見直し)

第6条 この要領は、交際費の支出内容、支出金額等が常に市民感覚に合致したものとなるよう、社会経済情勢の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年7月1日から施行し、同月に支出した交際費から適用する。

附 則

この要領は、平成28年5月1日から施行し、同月に支出した交際費から適用する。

別表（第4条第1項関係）

弔慰支出基準

区 分		香典の額
名誉市民	本人	20,000円
	親族	5,000円
名誉参与員	本人	10,000円
	親族	5,000円
国会議員及び県議会議員（地元選出）	本人	10,000円
	親族	5,000円
元・前国会議員及び県議会議員（地元選出）	本人	10,000円
市議会議員及び特別職	本人	10,000円
	親族	5,000円
元・前市議会議員及び特別職	本人	10,000円
行政委員会の委員等	本人	5,000円
市行政に関係の深い各種団体の長等	本人	5,000円
上記に掲げるもののほか市行政に関し功労のあった者及びその他市が特に弔意を表すべき者	本人	10,000円以内

備考

- 1 特別職は、市長、副市長及び教育長とする。
- 2 親族とは、配偶者及び一親等血族及び同居の一親等姻族とする。
- 3 生花等については、前例や諸般の状況に応じて別途必要な範囲で支出できるものとする。